

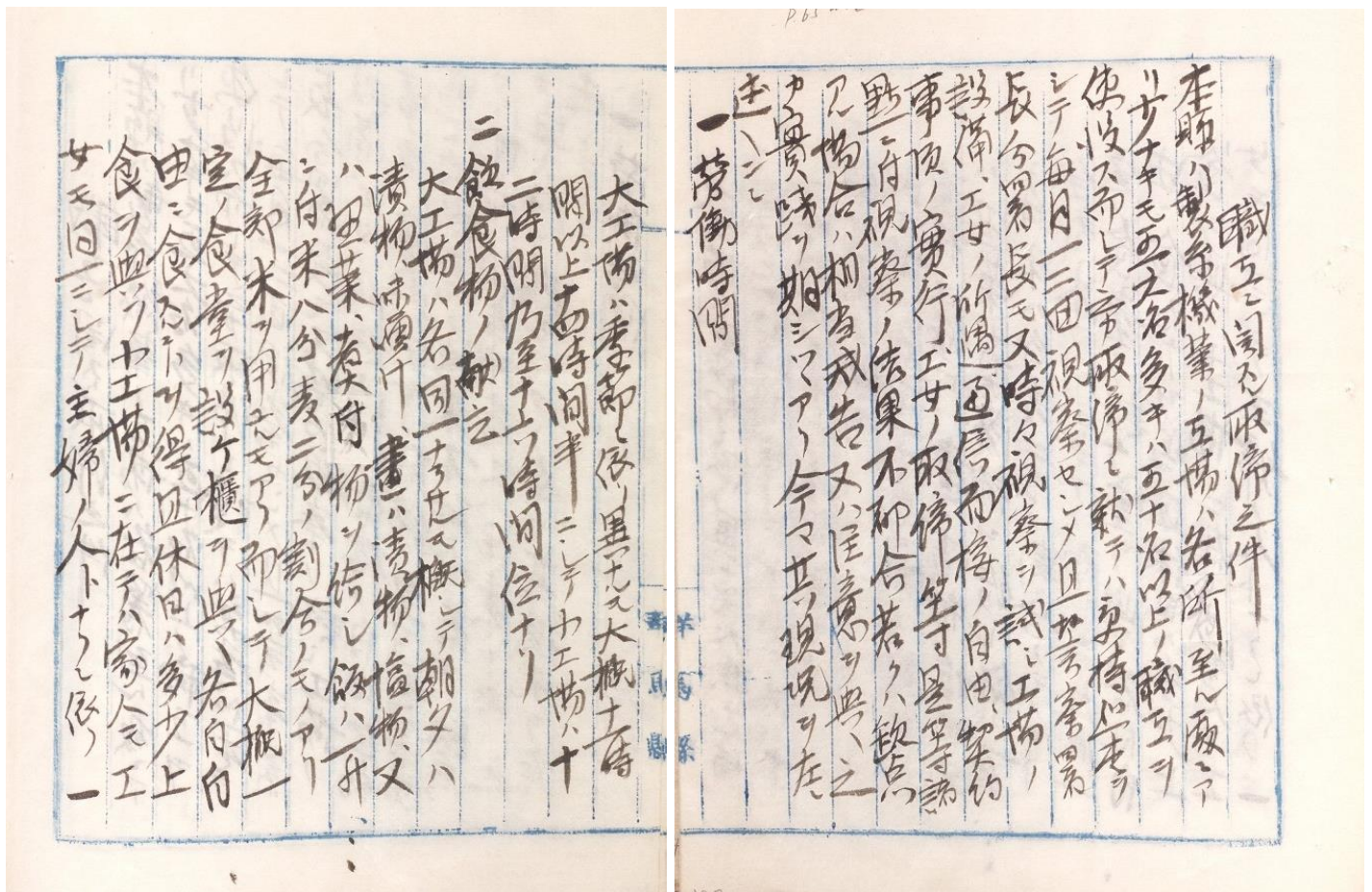
25 県内の工女の状況報告

明治42年(1909)

群馬県内の製糸・織物業の工場の状況についての、内務大臣により全国の知事などが召集された地方官会議における報告。大工場と小工場での処遇(労働時間、食事、医療等)の差や年少の工女が低賃金で働かされていることが記載されています。

なお、「原製糸場」は、富岡製糸場のことで当時経営は原合名会社に引き継がれていました。

群馬県行政文書「地方官会議ニ関スル参考書綴」(A0181A0M 2532)



職工ニ関スル取締之件

本県は製糸機業ノ工場ハ各所至ル處ニ

アリ少ナキモ五、六名多キハ五十名以上ノ職工ヲ

使役ス。而シテ之カ取締ニ就テハ受持巡査ヲ

シテ毎月一、二回視察セシメ、且警察署

長分署長モ又、時々視察ヲ試シ、工場ノ

設備、工女ノ処遇、通信面接ノ自由、契約

事項ノ実行、工女ノ取締等、是等諸

点ニ付、視察ノ結果不都合若クハ缺點

アル場合ハ相当戒告又ハ注意ヲ與ヘ之

カ実践ヲ期シツアリ、今マ其現況ヲ左ニ

一 労働時間

大工場ハ季節ニ依リ異ナルモ、大概十二時

間以上十四時間半ニシテ、小工場ハ十

二時間乃至十六時間位ナリ。

二 飲食物ノ献立

大工場ハ各同一ナラサルモ、概シテ朝夕ハ

漬物・味噌汁、昼ハ漬物・塩物又

ハ野菜・煮付物ヲ給シ、飯ハ一升

ニ付米八分麦二分ノ割合ノモノアリ。

全部米ヲ用ユルモアリ。而シテ大概一

定ノ食堂ヲ設ケ、櫃ヲ與ヘ各自自

由ニ食スルコトヲ得。且休日ハ多少上

食ヲ與フ。小工場ニ在テハ家人モ工女モ同一ニシテ、主婦ノ人トナリシ依リ一

定セス中ニハ甚シキ粗食ヲ供スル者アルモ、
製糸機業ノ盛ナル結果、工女ノ需要
多キ為メ、食料ノ給與他ニ比シテ良
好ナリト認ム。
三 医薬ノ方法及費用負担方法
大工場ナル原製糸場ニ於テハ、特ニ常
用医師二名・看護婦一名ヲ置キ、診
断料ハ無料ニシテ、薬価ハ自弁ナルモ
五十銭以上ハ一割、二円以上ハ二割、三円以
上ハ三割ヲ給助シ、疾病長期ニ涉
ルモノハ、其半額又ハ全額ヲ補助スルモ、
其他ノ工場ハ医師ヲ嘱託シ、薬価
ハ工女ノ自弁ニシテ工銭中ヨリ扣除

支弁セシム。小工場ニ就テハ、本人ノ自由
ニ医薬ヲ求メシメ、各自ノ自弁ニシテ
少シク長期ニ至レバ国元ニ送還ス。
四 病室ノ設備
大工場ハ皆各相当ニ病室ヲ設備
シ、清潔ヲ保持ス。就中原製糸
場ハ、診断室・調剤室・伝染病
室等アリ。小工場ニ就テハ、是等ノ
設備皆無ナリ。
五 工女ノ身体状態
大工場ハ甚敷不健康者アラサルモ、運
動不充分ナル為メ、且過度ノ労働ヲ
爲ス為メト日光ヲ受クルコト少ナキ故

定セス。中ニハ甚シキ粗食ヲ供スル者アルモ、
製糸機業ノ盛ナル結果、工女ノ需要
多キ為メ、食料ノ給與他ニ比シテ良
好ナリト認ム。

三 医薬ノ方法及費用負担方法

大工場ナル原製糸場ニ於テハ、特ニ常
用医師二名・看護婦一名ヲ置キ、診
断料ハ無料ニシテ、薬価ハ自弁ナルモ
五十銭以上ハ一割、二円以上ハ二割、三円以
上ハ三割ヲ給助シ、疾病長期ニ涉
ルモノハ、其半額又ハ全額ヲ補助スルモ、
其他ノ工場ハ医師ヲ嘱託シ、薬価
ハ工女ノ自弁ニシテ工銭中ヨリ扣除

四 病室ノ設備

大工場ハ皆各相当ニ病室ヲ設備
シ、清潔ヲ保持ス。就中原製糸
場ハ、診断室・調剤室・伝染病
室等アリ。小工場ニ就テハ、是等ノ
設備皆無ナリ。

五 工女ノ身体状態

大工場ハ甚敷不健康者アラサルモ、運
動不充分ナル為メ、且過度ノ労働ヲ
爲ス為メト日光ヲ受クルコト少ナキ故

營養不良者ナシトセス。特二年少者ハ
 自然ノ發達著シク阻害セラレ居ルヲ認
 ム。之ヲ以テ感冒病ニ冒サル者又比
 較的多シ。而シテ機業工女ハ壯健
 ナルモ、製糸工女ハ概シテ不健康ナル
 カ如シ。尚小工場ハ其程度一層甚シ
 大工場監督方法
 大工場ハ多クハ寄宿舎ノ設備アリ
 夜間ハ男女ノ交通ヲ絶チ、宿舎取
 締二人及各室ニ室長ヲ置キ監
 督ヲ為サシムルモ、小工場ハ此設備
 ナキ為メ監督不行届ニシテ全ク各
 自ノ自由ニ任ス

六

營養不良者ナシトセス。特二年少者ハ
 自然ノ發達著シク阻害セラレ居ルヲ認
 ム。之ヲ以テ感冒病ニ冒サル者又比
 較的多シ。而シテ機業工女ハ壯健
 ナルモ、製糸工女ハ概シテ不健康ナル
 カ如シ。尚小工場ハ其程度一層甚シ
 夜間監督方法

大工場ハ多クハ寄宿舎ノ設備アリ。
 夜間ハ男女ノ交通ヲ絶チ、宿舎取
 締二人及各室ニ室長ヲ置キ監
 督ヲ為サシムルモ、小工場ハ此設備
 ナキ為メ監督不行届ニシテ全ク各
 自ノ自由ニ任ス。